

北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程

〔令和 2 年 3 月 1 日〕  
企業管理規程第 3 号

改正	令和 4 年 2 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 4 年 3 月 3 1 日	企業管理規程第 8 号
	令和 4 年 1 1 月 1 1 日	企業管理規程第 1 4 号
	令和 5 年 3 月 2 3 日	企業管理規程第 3 号
	令和 6 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 6 年 1 2 月 1 日	企業管理規程第 9 号
	令和 7 年 3 月 2 1 日	企業管理規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 5 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用後の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例及び北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程（令和 2 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 2 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）において使用する用語の例による。

(給与の支払)

第 3 条 給与の支払については、北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成 2 5 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 1 3 号。以下「給与規程」という。）第 2 条の規定を準用する。

(給料の支給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条の規定を準用する。

2 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「その月の 2 0 日」とあるのは、「その月の 2 5 日」と読み替えるものとする。

3 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支

給については、給与規程第3条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「その月の20日」とあるのは、「翌月15日」と読み替えるものとする。

(休職等の場合の給料の支給)

第5条 休職等の場合の給料の支給については、給与規程第4条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員医師職給料表 (別表第1)
- (2) 会計年度任用職員医療技術職給料表 (別表第2)
- (3) 会計年度任用職員看護職給料表 (別表第3)
- (4) 会計年度任用職員事務職給料表 (別表第4)

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第5に定める等級別基準職務表(以下「等級別基準職務表」という。)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の基準に従い企業長が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種の欄にその者に適用される区分が定められていないときは、企業長が別に定めるものとする。

2 経験年数(会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数をいい、会計年度任用職員事務職給料表の適用を受ける者で、職務の級が1級である職種及び職務の級が2級であって免許資格を必要としない職種については、当企業団の会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数に限る。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第10条及び第11条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第9条 職種別基準表は、同表の職種の欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第10条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、過去の職務内容等を考慮したうえで、第8条第1項の規定による号給の号数に、別表第7に掲げる経験年数換算表により換算した経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 満60歳に達する日を含む会計年度を超えた経験年数については、前項の規定を適用しない。

(60歳を超える者の号給)

第10条の2 次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員のうち任用された年度の4月1日において60歳に達している者(次の各号に掲げる号給を超えている者に限る。)の号給は、前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる号給とする。

(1) 会計年度任用職員医療技術職給料表1級の適用を受ける者 47号給

(2) 会計年度任用職員医療技術職給料表2級の適用を受ける者 39号給

(3) 会計年度任用職員看護職給料表1級の適用を受ける者のうち准看護師、救急救命士、介護福祉士 26号給

(4) 会計年度任用職員看護職給料表1級の適用を受ける者のうち保健師、助産師、看護師 49号給

(5) 会計年度任用職員事務職給料表2級の適用を受ける者 119号給  
(特殊な経験等を有する者の号給)

第11条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当、条例第9条に規定する通勤手当、条例第10条に規定する時間外勤務手当、条例第11条に規定する休日勤務手当、条例第12条に規定する夜間勤務手当、

条例第14条に規定する医師手当及び条例第15条に規定する専門業務手当の支給は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは「会計年度任用職員医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の条例第17条に規定する期末手当の支給(基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)を算入できるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の条例第18条に規定する勤勉手当の支給(基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給方法)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の給料)

第19条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第6条から第11条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当の支給については、給与規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の額」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の条例第9条に規定する通勤手当の支給(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあっては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額とする措置を含む。)については、給与規程第14条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の条例第10条に規定する時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分

に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

3 次に掲げる時間の合計が1月あたり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50  
（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の条例第11条に規定する休日勤務手当の支給については、給与規程第16条の規定の例による。この場合にお

いて、同条第1項中「次条」とあるのは、「第29条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、前項の休日勤務手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当及び医師手当)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の条例第12条に規定する夜間勤務手当及び条例第14条に規定する医師手当の支給については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは「会計年度任用職員医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の専門業務手当)

第26条 パートタイム会計年度任用職員の条例第15条に規定する専門業務手当の支給については、給与規程第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第27条 パートタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第28条 パートタイム会計年度任用職員(その者について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満である者を除く。以下この条において同じ。)の条例第17条に規定する期末手当の支給(基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。この場合において、給与規程第23条第5項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職

し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額及びこれに対する地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

- 2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)を算入できるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第28条の2 パートタイム会計年度任用職員(その者について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満である者を除く。以下この条において同じ。)の条例第18条に規定する勤勉手当の支給(基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。この場合において、給与規程第24条第3項第1号中「勤勉手当の基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額及びこれに対する地域手当の額の合計額」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額及びこれに対する地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第29条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当た



りの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「給料の月額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。

(2) 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基準月額及びこれに対する地域手当の額の合計額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

(3) 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、第20条第3項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の手当の支給方法)

第30条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

2 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、月の1日から末日までを計算期間とし、第4条第2項に規定する給料の支給日に支給する。

3 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの手当を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの手当を支給する。

4 前項の規定により手当を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その手当額は、その月の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第31条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第32条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給しない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第33条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上この規程の規定により難しい職として企業長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡並びにその職務の特殊性等を考慮し、企業長が別に定めるものとする。

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項

は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(制度移行に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第35号)により任用されている職員又は特別職の非常勤職員(法第3条第3項第3号に規定するものに限る。)として任用されている職員(以下「非常勤職員等」という。)が同施行の日以後引き続き法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員として任用されこの規程の適用を受けることとなった職員(以下「継続勤務職員」という。)の基準月額は、引き続き任用される前の当該職員の賃金を考慮し、企業長が必要な調整を行うことができる。  
(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)
- 3 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、継続勤務職員の在職期間については、令和元年12月2日以後の非常勤職員等の在職期間を通算することができる。

附 則(令和4年2月1日企業管理規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日企業管理規程第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則(令和4年11月11日企業管理規程第14号)  
この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則(令和5年3月23日企業管理規程第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
附 則(令和6年3月1日企業管理規程第1号抄)  
(施行期日等)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する

場合に限る。)、第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。))第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。))及び第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程(以下「会計年度給与規程」という。)(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。))は、令和5年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定(給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。))及び第3条の規定(任期付職員規程第7条の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。))は、令和5年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。))の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和6年12月1日企業管理規程第9号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。))別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。))第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)(令和6年12月

1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。) 及び第 6 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程 (以下「会計年度給与規程」という。) (令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。) は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第 1 条の規定 (給与規程第 2 3 条及び第 2 4 条の改正規定に限る。) による改正後の給与規程の規定 (令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。) 及び第 3 条の規定 (任期付職員規程第 7 条の改正規定に限る。) による改正後の任期付職員規程の規定 (令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。) は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与規程、第 3 条の規定による改正後の任期付職員規程又は第 6 条の規定による改正後の会計年度給与規程 (以下この項において「改正後の規程」と総称する。) の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与規程、第 3 条の規定による改正前の任期付職員規程又は第 6 条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 1 日企業管理規程第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 別表第1（第6条関係）

## 会計年度任用職員医師職給料表

（単位 円）

号給	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
1		314,100	426,300
2		317,600	428,300
3		321,000	430,200
4		324,400	432,100
5		327,800	433,500
6		331,300	435,500
7		334,700	437,400
8		338,100	439,300
9		341,500	440,700
10		344,600	442,700
11		347,700	444,600
12		350,800	446,500
13		354,000	447,900
14		357,100	449,900
15		360,200	451,800
16		363,200	453,700
17		366,200	455,100
18		368,500	457,100
19		370,800	459,000
20		373,000	460,900
21		374,900	462,300
22		376,600	464,100
23		378,300	465,900
24		380,100	467,700
25		381,900	469,500
26		383,700	471,300
27		385,300	473,100
28		386,700	474,900
29		388,100	476,700
30		389,600	478,500
31		391,100	480,300
32		392,600	482,100
33		394,100	483,900
34		394,800	485,800
35		395,400	487,700
36		396,100	489,600
37		397,000	491,500
38		397,600	493,200
39		398,200	495,000
40		398,800	496,800

41	399,400	498,400
42	399,900	500,200
43	400,400	502,000
44	400,900	503,600
45	401,400	505,000
46	401,800	506,700
47	402,200	508,500
48	402,600	510,200
49	403,000	511,700
50	403,400	513,000
51	403,800	514,300
52	404,200	515,600
53	404,600	516,600
54	405,000	517,900
55	405,400	519,200
56	405,800	520,500
57	406,100	521,500
58		522,300
59		523,100
60		523,900
61		524,800
62		525,600
63		526,400
64		527,100
65		527,900
66		528,700
67		529,400
68		530,300
69		531,200
70		532,000
71		532,900
72		533,800
73		534,600
74		535,500
75		536,400
76		537,100
77		537,900
78		538,800
79		539,700
80		540,600
81		541,400
82		542,300
83		543,200
84		544,100
85		544,900

86		545,800
87		546,700
88		547,600
89		548,400
90		549,300
91		550,200
92		551,100
93		551,900
94		552,800
95		553,700
96		554,600
97		555,400
98		556,300
99		557,200
100		558,100
101		558,900
102		559,800
103		560,700
104		561,600
105		562,400

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員  
医師及び歯科医師

## 別表第2（第6条関係）

### 会計年度任用職員医療技術職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	204,500	227,400
2	206,400	228,700
3	208,300	230,000
4	210,400	231,300
5	212,100	232,500
6	214,100	233,600
7	216,300	234,600
8	218,400	235,600
9	220,500	236,700
10	221,600	237,900
11	222,700	239,200
12	223,800	240,500
13	224,900	241,800
14	225,800	243,100
15	226,700	244,400
16	227,600	245,600
17	228,500	246,800
18	229,400	248,000
19	230,300	249,200
20	231,200	250,400
21	232,100	251,500
22	233,000	252,400
23	233,900	253,200
24	234,800	254,000
25	235,600	254,800
26	236,400	255,600
27	237,200	256,400
28	238,000	257,200
29	246,800	259,600
30	248,000	262,000
31	249,200	264,400
32	250,400	266,800
33	251,500	269,400
34	252,400	270,200
35	253,200	271,000
36	254,000	271,800
37	254,800	272,600
38	255,600	273,400
39	256,400	274,200
40	257,200	275,000



41	259,600	275,800
42	262,000	276,600
43	264,400	277,400
44	266,800	278,200
45	269,400	279,000
46	270,200	279,900
47	271,000	280,800
48	271,800	281,600
49	272,600	282,400
50	273,400	283,300
51	274,200	284,200
52	275,000	285,000
53	275,800	285,800
54	276,600	286,900
55	277,400	287,900
56	278,200	288,900
57	279,000	289,900
58	279,900	291,000
59	280,800	292,000
60	281,600	293,000
61	282,400	294,000
62	283,300	295,000
63	284,200	296,000
64	285,000	297,000
65	285,800	298,000
66	286,900	299,200
67	287,900	300,300
68	288,900	301,400
69	289,900	302,500
70	291,000	303,600
71	292,000	304,700
72	293,000	305,800
73	294,000	306,900
74	294,500	308,000
75	295,000	309,100
76	295,500	310,200
77	296,000	312,000
78	296,500	312,900
79	297,000	313,800
80	297,300	314,700
81	297,600	315,600
82	298,000	316,500
83	298,400	317,400
84	298,800	318,300
85	299,200	319,300

86	299,500	319,900
87	299,900	320,600
88	300,300	321,200
89	300,500	321,900
90	300,800	322,500
91	301,100	323,100
92	301,400	323,500
93	301,600	324,000
94	301,900	324,600
95	302,200	325,200
96	302,500	325,800
97	302,700	326,400
98	303,000	326,800
99	303,300	327,200
100	303,600	327,600
101	303,800	327,900
102	304,100	328,300
103	304,400	328,700
104	304,700	329,000
105	304,900	329,300
106	305,200	329,700
107	305,500	330,000
108	305,800	330,300
109	306,000	330,700
110	306,300	331,000
111	306,600	331,300
112	306,900	331,600
113	307,100	331,900
114	307,400	332,200
115	307,700	332,500
116	308,000	332,700
117	308,200	333,000
118	308,500	333,200
119	308,800	333,500
120	309,100	333,700
121	309,300	334,000
122	309,600	334,200
123	309,900	334,500
124	310,200	334,700
125	310,600	334,900
126	311,100	335,100
127	311,500	335,400
128	312,000	335,500
129	312,300	335,600
130	312,700	335,700

131	313,000	335,900
132	313,400	336,100
133	313,800	336,300
134	314,100	336,500
135	314,500	336,800
136	314,800	336,900
137	315,200	337,100
138	315,600	337,300
139	315,900	337,500
140	316,300	337,700
141	316,600	337,900
142	317,000	338,100
143	317,400	338,400
144	317,700	338,500
145	318,100	338,700
146	318,500	338,900
147	318,900	339,100
148	319,300	339,100
149	319,500	339,200
150	319,800	339,300
151	320,000	339,400
152	320,300	339,500
153	320,600	339,600
154	320,800	339,700
155	321,100	339,900
156	321,300	340,000
157	321,600	340,200
158	321,900	340,300
159	322,100	340,500
160	322,300	340,600
161	322,600	340,800
162	322,800	340,900
163	323,100	341,100
164	323,200	341,200
165	323,400	341,400
166	323,600	341,600
167	323,800	341,800
168	324,000	341,900
169	324,200	342,000
170	324,400	342,200
171	324,700	342,300
172	324,900	342,500
173	325,200	342,600
174		342,700
175		342,800

176		342,900
177		343,100

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員

薬剤師、医学物理士、公認心理士、臨床心理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士及び精神保健福祉士

別表第3（第6条関係）

会計年度任用職員看護職給料表

（単位 円）

給 号	職務の級	1 級
		給料月額
1		221,900
2		223,900
3		225,800
4		227,700
5		229,600
6		231,600
7		233,600
8		235,600
9		237,600
10		239,600
11		241,700
12		243,700
13		245,600
14		246,800
15		248,000
16		249,100
17		250,200
18		251,100
19		252,000
20		252,900
21		253,700
22		254,500
23		255,200
24		255,900
25		256,700
26		257,500
27		258,300
28		259,000
29		259,700
30		260,600
31		261,500
32		262,300
33		263,100
34		264,000
35		264,800
36		265,600
37		266,400
38		268,200
39		270,000
40		271,800

41	273,400
42	274,100
43	274,800
44	275,500
45	276,200
46	276,800
47	277,300
48	277,800
49	278,300
50	278,900
51	279,400
52	279,900
53	280,300
54	280,800
55	281,300
56	281,800
57	282,300
58	282,800
59	283,300
60	283,800
61	284,300
62	284,800
63	285,300
64	285,800
65	286,300
66	286,800
67	287,300
68	287,500
69	287,800
70	288,000
71	288,300
72	288,700
73	289,100
74	289,500
75	289,900
76	290,200
77	290,600
78	290,900
79	291,300
80	291,700
81	292,200
82	292,600
83	293,100
84	293,500
85	293,900

86	294,300
87	294,700
88	295,100
89	295,600
90	296,000
91	296,400
92	296,800
93	297,200
94	297,600
95	298,000
96	298,400
97	298,900
98	299,300
99	299,800
100	300,200
101	300,700
102	301,100
103	301,600
104	302,000
105	302,500
106	302,800
107	303,100
108	303,400
109	303,700
110	304,000
111	304,300
112	304,500
113	304,800
114	305,100
115	305,400
116	305,700
117	306,100
118	306,300
119	306,600
120	306,800
121	307,100
122	307,300
123	307,500
124	307,700
125	308,000
126	308,100
127	308,200
128	308,300
129	308,500
130	308,700

131	308,900
132	309,100
133	309,400
134	309,600
135	309,800
136	310,000
137	310,300
138	310,500
139	310,700
140	310,900
141	311,100
142	311,300
143	311,500
144	311,700
145	311,900
146	312,100
147	312,300
148	312,500
149	312,700
150	312,900
151	313,100
152	313,300
153	313,500
154	313,700
155	313,900
156	314,100
157	314,300
158	314,500
159	314,700
160	314,900
161	315,000
162	315,200
163	315,400
164	315,600
165	315,800
166	316,000
167	316,200
168	316,400
169	316,600
170	316,900
171	317,100
172	317,300
173	317,500
174	317,700
175	317,900



176	318,100
177	318,300
178	318,500
179	318,700
180	318,900
181	319,000
182	319,200
183	319,300
184	319,500
185	319,700

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員  
 保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士  
 及び介護福祉士

## 別表第4（第6条関係）

### 会計年度任用職員事務職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	183,500	183,500
2	183,800	184,000
3	184,200	184,600
4	184,600	185,200
5	185,000	185,800
6	185,400	186,300
7	185,800	186,900
8	186,100	187,400
9	186,500	188,000
10	186,900	188,800
11	187,200	189,700
12	187,600	190,500
13	188,000	191,300
14	188,500	192,100
15	189,100	192,900
16	189,700	193,700
17	190,200	194,500
18	190,700	195,300
19	191,300	196,200
20	191,800	197,000
21	192,300	197,800
22	192,900	198,600
23	193,400	199,400
24	193,900	200,200
25	194,500	201,000
26	195,000	201,800
27	195,600	202,700
28	196,200	203,500
29	196,700	204,400
30	197,200	205,200
31	197,800	206,100
32	198,300	206,700
33	198,800	207,400
34	199,400	208,200
35	199,900	209,000
36	200,400	209,800
37	201,000	210,600
38	201,500	211,300
39	202,100	212,100
40	202,700	212,800

41	203,200	213,600
42	203,800	214,400
43	204,400	215,200
44	204,900	216,000
45	205,500	216,800
46	206,100	217,600
47	206,500	218,400
48	206,900	219,200
49	207,400	220,000
50	207,900	220,800
51	208,400	221,700
52	209,000	222,300
53	209,500	223,000
54	210,000	223,600
55	210,600	224,300
56	211,100	224,900
57	211,600	225,600
58	212,100	226,100
59	212,600	226,700
60	213,100	227,200
61	213,600	227,800
62	214,100	228,300
63	214,600	228,900
64	215,200	229,400
65	215,700	230,000
66	216,200	230,500
67	216,800	231,100
68	217,300	231,600
69	217,800	232,200
70	218,400	232,700
71	218,900	233,300
72	219,400	233,800
73	220,000	234,400
74	220,500	234,900
75	221,100	235,400
76	221,700	235,900
77	222,100	236,400
78	222,500	236,800
79	223,000	237,300
80	223,400	237,700
81	223,800	238,200
82	224,300	238,600
83	224,700	239,100
84	225,100	239,500
85	225,600	239,900

86	225,900	240,300
87	226,300	240,700
88	226,700	241,000
89	227,000	241,400
90	227,400	241,700
91	227,800	242,000
92	228,100	242,300
93	228,500	242,600
94	228,900	242,900
95	229,200	243,200
96	229,600	243,500
97	230,000	243,800
98	230,300	244,100
99	230,700	244,400
100	231,100	244,700
101	231,400	245,000
102	231,800	245,200
103	232,200	245,500
104	232,500	245,700
105	232,900	246,000
106	233,300	246,200
107	233,600	246,400
108	234,000	246,500
109	234,400	246,700
110	234,700	246,800
111	235,000	247,000
112	235,400	247,100
113	235,700	247,300
114	236,000	247,400
115	236,400	247,600
116	236,700	247,700
117	237,000	247,900
118	237,300	248,000
119	237,600	248,200
120	237,900	248,300
121	238,200	248,500
122	238,400	248,600
123	238,600	248,800
124	238,800	248,900
125	239,100	249,100
126	239,300	249,200
127	239,500	249,400
128	239,700	249,500
129	239,900	249,700
130	240,100	249,800

131	240,300	250,000
132	240,500	250,100
133	240,700	250,300
134	240,800	250,400
135	241,000	250,600
136	241,200	250,700
137	241,400	250,900
138	241,500	251,000
139	241,700	251,200
140	241,800	251,300
141	242,000	251,500
142		251,600
143		251,800
144		251,900
145		252,100
146		252,200
147		252,400
148		252,500
149		252,700
150		252,800
151		253,000
152		253,100
153		253,300
154		253,400
155		253,600
156		253,700
157		253,900
158		254,000
159		254,200
160		254,300
161		254,500
162		254,600
163		254,800
164		254,900
165		255,100
166		255,200
167		255,400
168		255,500
169		255,700
170		255,800
171		256,000
172		256,100
173		256,300
174		256,400
175		256,600

176		256,700
177		256,900
178		257,000
179		257,200
180		257,300
181		257,500
182		257,600
183		257,800
184		257,900
185		258,100

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての  
会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第7条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
会計年度任用職員 医師職給料表	1級	専攻医及び研修医の職務
	2級	医療業務を行う医師及び歯科医師の職務
会計年度任用職員 医療技術職給料表	1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務
	2級	薬剤師、医学物理士、公認心理師及び臨床心理士の職務
会計年度任用職員 看護職給料表	1級	保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士及び介護福祉士の職務
会計年度任用職員 事務職給料表	1級	薬剤補助員、歯科助手、看護補助員、医師事務作業補助員、事務補助員、施設作業員の職及び定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	診療情報管理士、安全相談員、事務職員の職又はこれに相当する職務

別表第6（第8条関係）

職種別基準表

給料表	職種	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
会計年度 任用職員 医師職給 料表	研修医、専攻医	1	1	1	57 57
	医師及び歯科医師（研修医及び専攻医を除く。）	2	1	2	105 105
					105
	会計年度 任用職員 医療技術 職給料表	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士	1	13	1
薬剤師、医学物理士、公認心理師、臨床心理士					
		准看護師、救急救命士、介護福祉士	1	1	1
保健師、助産師、看護師					
	会計年度 任用職員 事務職給 料表	薬剤補助員、事務補助員、施設作業員	1	17	1
歯科助手、医師事務作業補助員					
		看護補助員	1	61	1
診療情報管理士、安全相談員、事務職員					

（備考） 上限欄に掲げる上段の号給は、フルタイム会計年度任用職員の上限の号給を示し、下段の号給は、パートタイム会計年度任用職員の基準月額における上限の号給を示すものとする。



別表第7（第10条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率	備考
会計年度任用職員の職務 とその種類が類似する職 務に従事した期間	100 / 100以下	
その他の期間	80 / 100以下	他の職員との均衡を著 しく失う場合はこの 限りでない。